

報告第 7 号

令和 3 年度川崎市墓地整備事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、令和 3 年度川崎市墓地整備事業特別会計の繰越明許費繰越額について次のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

川崎市長 福田 紀彦

令和3年度 川崎市墓地整備

事業特別会計繰越明許費繰越計算書

1 地方自治法第213条第1項の規定による繰越額

款	項	事業名	金額
			円
墓地整備 1 事業費	墓地整備 1 事業費	早野聖地公園整備事業	4,820,000

翌年度 繰越額	左の財源内訳					繰入金
	既収入 特定財源	未収入特定財源			繰入金	
		国県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	
-	-	-	-	-	-	